

公益社団法人 日本速記協会
平成29年度事業計画
(平成28年10月1日～平成29年9月30日)

はじめに

当協会は、広く国民の書記能力を増進し、記録事務の効率化を図るため、速記の普及発達とその利用分野の開発に努め、合わせて速記技能者の技術水準及び社会的評価の向上に資する諸事業を行うとともに、公正で正確な発言記録作成技術の普及に努め、もって我が国の文字文化の向上に寄与していくことを目的とする法人である。

本法人の目的を達成するため、平成29年度においては、以下の各種事業を実施する。

1 検定事業

(1) 速記技能検定

①次の日程により文部科学省後援の速記技能検定を実施する。

回次	試験月日	試験級	試験地
198	平成28年 11月27日 (最終日曜日)	1級～6級	東京 名古屋 大阪 福岡 鹿児島
199	平成29年 1月29日 (最終日曜日)	1級～6級	東京 大阪
200	平成29年 5月28日 (最終日曜日)	1級～6級	札幌 盛岡 東京 名古屋 大阪 福岡
201	平成29年 8月27日 (最終日曜日)	1級～6級	長岡 東京 名古屋 大阪

②合格者には合格証を発行する。1、2級合格者には、申請により1級速記士証、2級速記士証を交付し、プロの速記士として認定する。

③別に定める「成績優秀者選考基準」により、文部科学大臣賞他、成績優秀者を表彰する。

- ④継続的な改善を目的として検定の自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ⑤速記学習者の学習支援の観点から「速記技能検定試験問題集第10号」及び各級別の検定問題朗読CD等の配布を行う。
- ⑥主に初級～中級クラスの学習者を支援する観点から、速記技能検定4～6級問題文を速記符号で書いた「速記符号例」を作成し、配布する。

(2) 電子速記技能検定(仮称)

- ①電子機械速記(速記タイプ)の学習者を対象とした「電子速記技能検定」を創設し、第1回検定を平成29年8月に実施する。(試験地:大阪)
- ②合格者には合格証を発行する。1、2級合格者には、申請により1級電子速記士証、2級電子速記士証を交付し、プロの電子速記士として認定する。

(3) 音声反訳技能検定(仮称)

「音声反訳技能検定」の創設に向けた準備を行う。

2 「みんなの速記」推進事業

- ①速記共練会や速記教室など、速記を学べる場を拡大し、ウェブサイト上で公開する。また、速記共練会の会場賃借料の一部補助を実施する。
- ②共練会のない関東地区において交流・学習会を開催する。(年1～2回・東京)
- ③速記に興味を持った人や検定の資格取得を目指す学習者に対する相談・支援を充実する。
- ④本年度の速記日本一を決める高速度速記競技会を開催し、表彰する。
- ⑤高校生や大学生を対象に実施している他団体主催の速記競技大会を後援する。

3 全国議事記録議事運営事務研修会

地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図る目的で、全国都道府県、市、町村議会事務局職員を対象に、第68回全国議事記録議事運営事務研修会を開催する。(10月27日(木)～10月28日(金))

4 会議録作成講座

- ①集合形式の研修会に参加しにくい地方議会事務局職員を対象に、会議録の作成について学べる通信制の会議録作成講座(全5回)を実施する。
- ②ウェブサイト上の「発言記録作成相談室」において、会議録作成に関する各種の実務上の質問等に回答する。

5 調査研究、広報、普及事業

(1) 速記関係書籍・文献の保存・共有化、速記国際大会

- ①学術的価値のある速記関係書籍の電子化を進め、HP上で公開する。
- ②速記にかかわる領域について広く研究する速記科学研究会、速記・言語科学研究会、速記懇談会の研究活動並びに速記国際大会（インテルステノ会議）への参加を支援する。

(2) 用字用例辞典等の発行

①「新版標準用字用例辞典」

平成24年7月発行の「新版標準用字用例辞典」の配布を行うとともに、次期改訂に向けた検討を継続して行う。

②「横書きにおける漢数字と算用数字の書き分け方」

横書き表記において判断に迷うことの多い数字表記の事例を収録した「横書きにおける漢数字と算用数字の書き分け方」を平成28年8月に発行した。横書き会議録等、横書き文書の作成の際に参考になると思われるので、今後、広報に努め、配布していく。

③「発言記録作成標準」

会議録等の様式や発言の整文処理基準、作業工程の標準等を示した「発言記録作成標準」の普及に努めていく。

(3) 広報啓発

- ①速記界唯一の機関誌である「日本の速記」を発行する（年11回）。速記及び文字文化に関する情報のほか、発言記録作成技術や速記学習者の支援に関する記事並びに会員の活動状況を掲載して会員相互の理解に資するとともに、会員拡大のための広報誌としても活用していく。
- ②協会ウェブサイトを運営する。公開情報を初めとして協会事業に関する最新情報や各種検定に関する告知及び速記文化理解のためのツールとして活用するほか、会員のための情報発信を行う。

(4) 会員活動支援

- ①速記普及活動等、協会事業に参加した会員に対し、支援を行う。
- ②速記方式の創案・普及など速記技術の向上に貢献した者、30年以上速記の実務、教育に従事した者、速記に関する研究等で学術的権威の認められる者等を表彰する。

以 上